

## 議長交際費支出区分及び基準

### ①弔慰 ②見舞い

|                      | 本人 |     | 配偶者・<br>子・実父母 | 備 考                |
|----------------------|----|-----|---------------|--------------------|
|                      | 弔意 | 見舞い |               |                    |
| 富士川町議会議員             | ○  |     | ○             |                    |
| (元) 富士川町議会議員         | ○  |     |               |                    |
| 特別職員                 | ○  | ○   | ○             | 町長・副町長・教育長         |
| (元) 特別職員             | ○  |     |               |                    |
| 行政委員会委員              | ○  | ○   |               |                    |
| 公的団体の長・役員            | ○  |     |               |                    |
| 近隣市町村等関係自治体の<br>長・議長 | ○  | ○   |               |                    |
| 地元選出の県・国会議員          | ○  |     |               |                    |
| その他                  | ○  | ○   |               | 特に議長が必要と判断<br>するもの |

※ 行政委員会とは、選挙管理委員会・監査委員会・教育委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会・公平委員会をいう。

※ 公的団体とは、区長会・消防団・一部事務組合・社会福祉協議会・商工会等。

※ 生花・弔電については、その都度協議する。

### ③祝金 ④会費等

各種大会、式典及び各種団体の総会、懇親会等で飲食等を伴うものに出席した場合に支出する。

### ⑤その他

議長が特に必要と認めたもの。